

## SDGs アクター認定規程

2021年3月16日作成

2022年3月29日改定

2023年8月28日改定

2024年9月05日改定

第1条 本規程は、SDGs アクターの資格の目的や基本構成等を示すものである。

(定義)

第2条 SDGs アクターとは地域や国際社会の課題・ニーズ解決のために活動している者に与えられる資格とする。

(目的)

第3条 本資格は、次世代の主体的・持続的に参画・協働する社会を実現し、SDGs の達成を目指すことを目的とする。

(認定組織)

第4条 認定制度の設計は規格制定委員会、認定の判定は審査委員会、各種実務は運営事務局が行う。

(基本構成)

第5条 SDGs アクターは、ベーシック、スタンダード、プロフェッショナルの3つの分類により構成する。

- 2 スタンダードは、スキルの程度に応じて第1グレード、第2グレード、第3グレードの3段階で構成する。

(ベーシックの資格要件)

第6条 以下の要件を満たすことにより、いつでも申請できるものとする。

- 2 第11条に示す認定指定校に通う学生は、認定科目（講義・体験）または運営事務局が認めた授業の受講、または運営事務局が指定する「SDGs 一般講座」の受講による3,000コイン以上のアクトコイン獲得に加えデイリーアクションまたはプロジェクトによる10,000コイン以上のアクトコインの獲得
- 3 認定指定校に通う学生ではない社会人や一般個人は、運営事務局が指定する講義（通信講座）の受講による3,000コインに加えデイリーアクションまたはプロジェクトによる10,000コイン、計13,000以上のアクトコインの獲得

(スタンダード第1グレードの資格要件)

第7条 資格認定は年度単位とする。

- 2 SDGsに関する基礎知識を習得したうえで、市民団体、行政、企業、学生、外国人 など、異なる世代・組織との協働活動もしくは地域や国際社会の課題の把握と解決策の実践活動を行った者が認定される。詳細は別表1に定める。
- 3 ベーシックの資格がなくても申請することができる。
- 4 申請者自らが指定申請書を記入しなければならない。

(スタンダード第2グレードの資格要件)

第8条 資格認定は年度単位とする。

- 2 SDGsに関する基礎知識を習得したうえで、地域や国際社会の課題と解決策を市民・企業・行政などと協力して企画立案し、それを実践・運営した者が認定される。詳細は別表1に定める。
- 3 ベーシック・スタンダード第1グレードの資格がなくても申請することができる。

(スタンダード第3グレードの資格要件)

第9条 資格認定は年度単位とする。

- 2 地域や国際社会の課題と解決策を市民・企業・行政などと協力して企画立案し、それを実践・運営した者が認定される。詳細は別表1に定める。第2グレードで認定された活動とは別の活動もしくはその発展形でなければならない。
- 3 スタンダード第2グレードの資格がないと申請することができない。

(プロフェッショナルの資格要件)

第10条 SDGs 目標達成のためのコンサルティングを行う者が対象となる。詳細は今後規格制定委員会で検討する。

(認定指定校)

第11条 SDGs アクター・ベーシック資格取得を目的とする、審査委員会に認定された講義・実践のカリキュラムを有する教育機関(大学・専門学校・高等学校・中学校など)をいう。

- 2 別表2に示すベーシックあるいはスタンダード資格取得のための講義・実践のカリキュラムを認定科目として所属長の承認を得た上で運営事務局に提出し、指定校の認定を受ける必要がある。
- 3 指定校には、学生に対するSDGsアクター資格取得のガイダンスの実施が推奨される。
- 4 指定校は、学生からの認定取得申請の仲介や、資格認定者の公表を行うことができる。

(認定資格の申請手続き)

第12条 SDGs アクターの認定を受けようとするものは、それぞれの認定資格要件を満たした

上で、所定の認定申請書に必要書類を添えて資格認定の申請を行わなければならない。

- 2 認定指定校に通う学生は、申請に必要な書類を担当教員に提出することにより認定の手続きを行うことができる。
- 3 認定資格の申請手続きの詳細は、SDGs アクター認定申請手続き書に定める。

#### (資格認定)

第 13 条 審査委員会により資格要件を満たしていると認定された者には、認定証が授与される。

- 2 同一の申請者から同時に複数のグレードで申請があり、いずれの資格要件も満たしている場合は、審査委員会においては高位のグレードで取り扱う。
- 3 前項の規定に基づく審査の結果、資格認定に至らなかった場合は、下位のグレードで審査する。

#### (資格認定者)

第 14 条 認定証を授与された者は、SDGs アクターの称号を用いることができる。

#### (規格制定委員会)

第 15 条 認定資格制度の運用に関し必要な事項については、規格制定委員会が定める。

#### (審査委員会)

第 16 条 審査委員会は、複数の大学の教員、NGO などの委嘱委員により構成される。

- 2 審査委員会は、次の各号について審査する。
  - (1) 資格認定申請に関する審査
  - (2) 認定資格要件に関する事項
  - (3) 前各号のほか、必要とされる事項

#### (運営事務局)

第 17 条 運営事務局はサステナビリティ人材開発センターが担当する。

- 2 運営事務局は、次の各号の手続きを実施する。
  - (1) 認定指定校の認定
  - (2) 認定申請書の受け取り
  - (3) 認定審査会の運用
  - (4) 認定資格者への認定証の発行
  - (5) 資格認定者の名簿作成と保管
  - (6) 前各号のほか、規格制定委員会、審査委員会が必要と認めた事項

#### (本規程の改正)

第 18 条 本規程の改正は、規格制定委員会の承認を得るものとする。

## 附 則

- 1 本規程は、2021年3月18日より施行する。
- 1 本規程は、2024年9月5日より改定施行する。

(別表 1)

		認定要件		申請書類	審査 手数料
		知識取得	実践活動		
ベーシック (指定校)		認定科目(講義・体験)の受講または運営事務局が認めた授業(50分×2コマ以上)、または運営事務局が指定する「SDGs 一般講座」受講 3 コマ以上による 3,000 以上のアクトコイン獲得	デイリーアクションまたはプロジェクト参加による 10,000 以上のアクトコイン獲得	不要 事務局にてアクトコインの合計獲得数を確認し、認定	無料
ベーシック (一般個人※1)		運営事務局が指定する「SDGs 一般講座」受講 3 コマ以上による 3,000 以上のアクトコイン獲得	デイリーアクションまたはプロジェクト参加による 10,000 以上のアクトコイン獲得	不要 事務局にてアクトコインの合計獲得数を確認し、認定	千円 / 回
スタンダード (指定校)	第 1 グレード	認定科目の単位取得 1 科目以上または運営事務局が認めた授業 (50 分×2 コマ以上)、または運営事務局が指定する「SDGs 一般講座」受講 3 コマ以上による 3,000 以上のアクトコイン獲得	実践科目の単位取得または実践活動への参加	1. 指定申請書 2. 成績証明書または活動証明書(関係者のサイン入り)	無料
	第 2 グレード	認定科目の単位取得 1 科目以上または運営事務局が認めた授業 (50 分×2 コマ以上)、または運営事務局が指	プロジェクトの企画・運営(教員などから機会を提供されたものでも可)	1. 指定申請書 2. プロジェクト実施報告書	

		定する「SDGs 一般講座」受講 3 コマ以上による 3,000 以上のアクトコイン獲得			
	第 3 グレード	第 2 グレードの資格 プロジェクトの企画・運営（場や機会は申請者自身で設定する）		1. 指定申請書 2. プロジェクト実施報告書	
スタンダード（一般個人※1）	第 1 グレード	運営事務局が指定する「SDGs 一般講座」受講 3 コマ以上による 3,000 以上のアクトコイン獲得※2	実践活動またはアクトコイン上のプロジェクトへの参加	指定申請書 活動証明書※3	千円 / 回
	第 2 グレード	運営事務局が指定する「SDGs 一般講座」受講 3 コマ以上による 3,000 以上のアクトコイン獲得※2	実践活動またはアクトコインにおけるイベントの企画・運営	指定申請書 プロジェクト実施報告書※4	千円 / 回
	第 3 グレード	第 2 グレードの資格 プロジェクトの企画・運営		指定申請書 プロジェクト実施報告書※4	千円 / 回

- ※1 「一般個人」とはおおむね小学校高学年以上の、認定指定校の学生以外の個人であって、申請書の作成・提出・修正対応などの認定手続きを自ら遂行する能力がある者を想定している。
- ※2 一般個人がスタンダード資格認定を申請する際、ベーシック以上の資格があれば免除とする。
- ※3 一般個人がスタンダード第 1 グレード資格認定を申請する際の活動証明書は、活動の日時、場所、内容が分かる記述と実践状況を確認できる写真等を含むものとする。アクトコインのイベントとして実施する場合は省略できる。
- ※4 一般個人がスタンダード第 2 グレード以降の資格認定を申請する際の活動証明書は、活動の日時、場所、内容が分かる記述と実践状況を確認できる写真等を含むものとする。

(別表2)

指定校は、下表に示すチェック項目 2つ以上が該当する認定科目を複数科目設定し、所属長の承認をえた上で、担当教員が指定校申請書と認定科目一覧表を運営事務局に送付し、審査の上で指定校として認定される必要がある。

### 認定科目チェック表

科目名称	<input type="text"/>	
知識科目の条件		
A-1	シラバスまたはガイダンス時にSDGsの17のゴールとの関係を明示している	<input type="checkbox"/>
A-2	持続可能性の定義が示されている	<input type="checkbox"/>
A-3	「誰1人取り残さない」などのSDGsの概念・価値観が明示されている	<input type="checkbox"/>
A-4	講義中に取り上げた内容とSDGsの17のゴールとの関係が明示されている	<input type="checkbox"/>
A-5	地域や国際社会の課題の紹介がされている	<input type="checkbox"/>
A-6	地域や国際社会の解決事例の紹介がされている	<input type="checkbox"/>
A-7	地域や国際社会の課題を考える個人作業やグループ作業を含んでいる	<input type="checkbox"/>
A-8	個人や社会でできる課題解決策を考える個人作業やグループ作業を含んでいる	<input type="checkbox"/>
実践科目の条件		
B-1	シラバスまたはガイダンス時にSDGsの17のゴールとの関係を明示している	<input type="checkbox"/>
B-2	特定の地域や国において、課題解決のための活動に参加する内容が含まれている	<input type="checkbox"/>
B-3	特定の地域や国において、現状・課題について調査し・発表する内容が含まれている	<input type="checkbox"/>
B-4	特定の地域や国において、課題の解決策について提案し・発表する内容が含まれている	<input type="checkbox"/>
B-5	特定の地域や国において、課題の解決策について自ら実践する内容が含まれている	<input type="checkbox"/>